

# 運転中の携帯電話・ スマホの使用は禁止！

運転中に携帯電話やスマートフォン(スマホ)で通話したり、画面を注視することは道路交通法で禁止されています。しかしながら、昨年もスマホでのゲームが原因となった交通事故が発生しました。トラックでの事故は甚大な被害を引き起こしかねません。

今月は、運転中に携帯電話などの使用が原因で発生した事故事例とその影響、画面を注視したことが原因の事故が多くなった理由、プロドライバーとしての心構えについて考えます。



## スマホの使用が社会的信頼の失墜に

携帯電話やスマホは、その便利さから今ではなくてはならない存在となっています。しかし、運転中にそれらを用いて通話したり画面を注視することは極めて危険で、道路交通法違反となり罰則を受けます【表】。

昨年、貸切バスのドライバーが運転中にスマホのゲームアプリを操作する事案が発生。またトラックドライバーでも同様のケースがあり、死亡事故に至っています。

【表】携帯電話使用等による罰則

交通違反の種類	罰則	反則金(交通事故には至らなかった場合)	違反点数
携帯電話使用等※1 (交通の危険)	3ヵ月以下の懲役 または5万円以下の罰金	大型自動車 12,000円 普通自動車 9,000円	2点
	5万円以下の罰金	大型自動車 7,000円 普通自動車 6,000円	
携帯電話使用等※2 (保持)	5万円以下の罰金	大型自動車 12,000円 普通自動車 9,000円	1点
	5万円以下の罰金	大型自動車 7,000円 普通自動車 6,000円	

※1:携帯電話等を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示装置を注視することによって、道路における交通の危険を生じさせた者(第119条第1項第9号3)

※2:携帯電話等を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者(第120条第1項第11号)

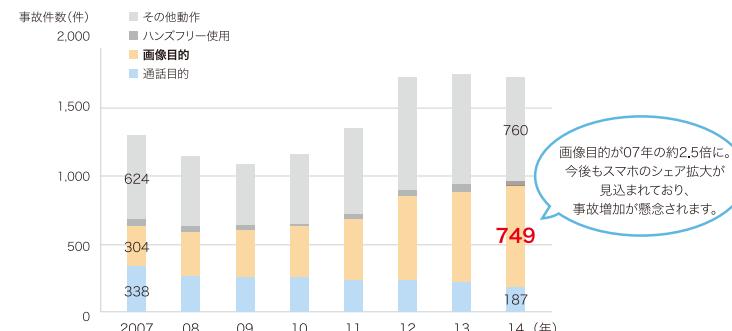
## 画面を見ながらの事故が増加

公益財団法人 交通事故総合分析センターの調査によると、携帯電話などで通話または画面を見ながら運転し、検挙された件数は約110万件(2014年)に上っています。同様に、携帯電話などの使用が原因となる事故も増えており、中でも画面を見ながらの事故が増加。携帯電話などの使用条件別に見ると、通話目的は毎年減少しているのに対し、画像目的は増加傾向で推移しており、14年の事故件数は07年の約2.5倍

になっています【グラフ】。

また事故を分析した結果、携帯電話などの使用時は死亡事故となりやすく、非使用時に比べ「前方不注意になりやすい」こと、「危険を認知した際の速度が大きい」ことなどが影響していました。画像目的の事故が増加した原因としては、12年からスマホ契約数が大きく増えており、その普及が事故増加に影響していると考えられています。

【グラフ】携帯電話等の使用状況別の事故件数の推移



出典：公益財団法人 交通事故総合分析センター「携帯電話等の使用が要因となる事故の分析」より作成

## 一瞬の油断が大きな代償に

交通事故総合分析センターによると、画像目的では脇見運転、通話目的では漫然運転など、前方不注視による事故の割合が高くなっています。

トラックの事故原因は、ほぼ毎年脇見運転や漫然運転による前方不注視と安全不確認が多く、事故形態では追突事故と出会い頭事故が多くなっています。これらの事故は、ドライバーの油断が原因のひとつです。「メールを確認しよう」「ちょっとだけゲームを進めよう」といった一瞬の行為が、取り返しのつかない

事故につながってしまいます。また携帯電話などの使用だけでなく、伝票の確認やナビの操作をすることも同じです。さらに「毎日走っている道だから大丈夫」という油断も大敵。油断は運転に必要な注意力を低下させ、脇見運転につながってしまいます。

プロドライバーの皆さんには社会の模範でなければなりません。運転中に携帯電話・スマホでの通話や操作はやめましょう。